

○愛媛県訓令第12号

土 木 部
西 条 地 方 局

愛媛県鹿森ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県鹿森ダム操作規則の一部を改正する訓令

愛媛県鹿森ダム操作規則（昭和41年愛媛県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第12条 東予地方局鹿森ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第13条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 土木部河川港湾局河川課、東予地方局建設部、新居浜市役所、松山地方気象台、住友共同電力株式会社その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>(洪水調節)</p> <p>第15条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、次の各号に定めるところによらないことができる。</p> <p>(1) 流入量が毎秒100立方メートルに達した後、<u>毎秒383立方メートルに達するまでは、毎秒{(流入量 - 100) × 0.864 + 100}立方メートルの流水を放流し、流入量が毎秒383立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒345立方メートルに等しくなるときまで、毎秒345立方メートルの流水を放流すること。</u></p> <p>(2) 流入量が毎秒383立方メートル以下で、最大に達した後は、毎秒{(最大流入量 - 100) × 0.864 + 100}立方メートルの流水を流入量が当該流量に等しくなるときまで放流すること。</p> <p>(下流用水等の供給のための放流)</p> <p>第23条 ダムによる下流用水等の供給のための放流は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) かんがい期（毎年6月11日から10月10日までの期間）</p> <p>ア 山根発電所放水口地点におけるダム建設前の国領川の流量と別子ダム建設前の端出場制御所放水量を足したもの（以下「元山根流量」という。）が毎秒285立方メートルを超えるときは、山根発電所放水口地点における国領川の流量（以下「山根流量」という。）が毎秒285立方メートルになるよう放流する。</p> <p>イ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(放流等の決定)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、第15条の規定により洪水調節を行う場合及び第16条の規定により洪水調節後に水位を低下させる場合を除き、あらかじめ住友共同電力株式会社に連絡しなければならない。</p>	<p>(洪水警戒体制)</p> <p>第12条 西条地方局鹿森ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(洪水警戒体制時における措置)</p> <p>第13条 所長は、前条の規定により、洪水警戒体制をとつたときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 土木部河川港湾局河川課、西条地方局____、新居浜市役所、松山地方気象台、端出場制御所____その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。</p> <p>(2)~(4) 省略</p> <p>(洪水調節)</p> <p>第15条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、次の各号に定めるところによらないことができる。</p> <p>(1) 流入量が毎秒100立方メートルに達した後、<u>最大_____に達するまでは、毎秒{(流入量 - 100) × 0.605 + 100}立方メートルの流水を_____放流すること。</u></p> <p>(2) 流入量が_____最大に達した後は、毎秒{(最大流入量 - 100) × 0.605 + 100}立方メートルの流水を流入量が当該流量に等しくなる_____まで放流すること。</p> <p>(下流用水等の供給のための放流)</p> <p>第23条 ダムによる下流用水等の供給のための放流は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) かんがい期（毎年6月11日から10月10日までの期間）</p> <p>ア 山根発電所放水口地点におけるダム建設前の国領川の流量_____（以下「元山根流量」という。）が毎秒285立方メートルをこえるときは、山根発電所放水口地点における国領川の流量（以下「山根流量」という。）が毎秒285立方メートルになるよう放流する。</p> <p>イ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(放流等の決定)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 所長は、前項の決定をしようとする場合においては、第15条の規定により洪水調節を行なう場合及び第16条の規定により洪水調節後に水位を低下させる場合を除き、あらかじめ端出場制御所_____に連絡しなければならない。</p>

別表 1 を次のように改める。

別表 1 (第25条関係)

鹿森ダム放流等連絡機関

関係機関	通知の方法
土木部河川港湾局河川課	一般電話
東予地方局建設部	
新居浜市役所	
新居浜警察署	
新居浜市消防本部	
新居浜市水道局	
洪水堰樋門管理者	
住友共同電力株式会社	

附 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般
労働委員会事務局

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県労働委員会事務局処務規程（昭和41年愛媛県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務分掌）</p> <p>第 2 条 審査調整課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 省略</p> <p>(20) 個別的労使紛争の相談及びあつせんに関する事。</p> <p>2 省略</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第 2 条 審査調整課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 省略</p> <p>(20) 個別的労使紛争の_____あつせんに関する事。</p> <p>2 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第 1 号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
同 白 石 友 一
同 田 中 多 佳 子
同 明 比 昭 治

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分掌事務）</p> <p>第 5 条 監査課各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第 5 条 監査課各係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

<p>管理係</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 決算審査（基金審査を含む。）及び健全化判断比率等の審査の実施に関すること。</p> <p>(4)～(16) 省略</p> <p>第一係</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 決算審査（基金審査を含む。）及び健全化判断比率等の審査の実施に関すること。</p> <p>第二係</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 決算審査（基金審査を含む。）及び健全化判断比率等の審査の計画及び実施に関すること。</p> <p>(4)～(7) 省略</p>	<p>管理係</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 決算審査（基金審査を含む。） _____ の実施に関すること。</p> <p>(4)～(16) 省略</p> <p>第一係</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 決算審査（基金審査を含む。） _____ の実施に関すること。</p> <p>第二係</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 決算審査（基金審査を含む。） _____ の計画及び実施に関すること。</p> <p>(4)～(7) 省略</p>
--	--

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

○愛媛県監査委員規程第2号

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
 同 白 石 友 一
 同 田 中 多 佳 子
 同 明 比 昭 治

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程

愛媛県監査委員監査規程（昭和55年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>様式第3号（その3）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">定数内職員</td><td>省略</td></tr> <tr><td>教 頭</td></tr> <tr><td>主幹教諭</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		省略		定数内職員	省略	教 頭	主幹教諭	省略	省略		<p>様式第3号（その3）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">定数内職員</td><td>省略</td></tr> <tr><td>教 頭</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		省略		定数内職員	省略	教 頭		省略	省略	
省略																							
省略																							
定数内職員	省略																						
	教 頭																						
	主幹教諭																						
	省略																						
省略																							
省略																							
省略																							
定数内職員	省略																						
	教 頭																						
	省略																						
省略																							

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第9号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																							
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。)第18条第2項の規定に基づき、愛媛県教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号_____)第18条第2項の規定に基づき、愛媛県教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務係 予算係 企画調整係 法令指導係 福利統計係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習推進係 生涯学習調査係 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係</td> </tr> </tbody> </table>	課	係	教育総務課	総務係 予算係 企画調整係 法令指導係 福利統計係	生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係																	
課	係																							
教育総務課	総務係 予算係 企画調整係 法令指導係 福利統計係																							
生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係																							
<p>第2条 事務局に_____ 次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">管理部</td> <td style="text-align: center;">教育総務課</td> <td style="text-align: center;">総務係 予算係 企画調整係 法令指導係 福利統計係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">生涯学習推進係 生涯学習調査係 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指導部</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	係	管理部	教育総務課	総務係 予算係 企画調整係 法令指導係 福利統計係	生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係	指導部	省略	省略	省略	省略	省略	<p>2 _____ 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">指導部</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	係	指導部	省略	省略	省略	省略	省略
部	課	係																						
管理部	教育総務課	総務係 予算係 企画調整係 法令指導係 福利統計係																						
	生涯学習課	生涯学習推進係 生涯学習調査係 成人教育係 青少年教育係 家庭教育係																						
指導部	省略	省略																						
省略	省略	省略																						
部	課	係																						
指導部	省略	省略																						
省略	省略	省略																						
<p>2 省略</p> <p>3 事務局の事務の一部を処理するため、県下3箇所に教育事務所を置く。</p> <p>4 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1)~(15) 省略</p> <p>(16) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立図書館、県立博物館、えひめ青少年ふれあいセンター及び県立青年の家に関すること。</p> <p>義務教育課</p>	<p>3 省略</p> <p>4 事務局の事務の一部を処理するため、県下5箇所に教育事務所を置く。</p> <p>5 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1)~(15) 省略</p> <p>(16) 生涯学習センター、総合科学博物館、歴史文化博物館、県立図書館、県立博物館_____及び県立青年の家に関すること。</p> <p>義務教育課</p>																							

(1)~(12) 省略

(13) 地教行法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助
に関すること（小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に
おける第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並び
に第12号の事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）
に限る。）。

高校教育課

(1)~(18) 省略

(19) 地教行法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助
に関すること（高等学校及び中等教育学校の後期課程における
第14号に規定する教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導
に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

人権教育課

(1)~(5) 省略

(6) 地教行法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助
に関すること（第2号及び第3号の事務に関することに限る。）。

(7) 省略

特別支援教育課

(1)~(7) 省略

(8) 地教行法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助
に関すること（第5号の事務に関することに限る。）。

(9) 省略

文化振興課

(1)~(8) 省略

(9) 美術館、県民文化会館、生活文化センター及び萬翠荘
に関すること。

省略

保健スポーツ課（第3号の事務並びに第5号及び第6号の事務の
うち競技力向上対策に関する事務にあっては、国民体育大会準備
室の所掌とする。）

(1)~(15) 省略

(16) 地教行法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助
に関すること（第8号から第11号までの事務に関することに限
る。）。

(17) 省略

（職）

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職
員の職は、次のとおりとする。

(1) 副教育長

(2) 省略

(3) 事務局付

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 専門学芸員

(15) 省略

(1)~(12) 省略

高校教育課

(1)~(18) 省略

人権教育課

(1)~(5) 省略

(6) 省略

特別支援教育課

(1)~(7) 省略

(8) 省略

文化振興課

(1)~(8) 省略

(9) 美術館、県民文化会館及び生活文化センター
に関すること。

省略

保健スポーツ課（第3号の事務並びに第5号及び第6号の事務の
うち競技力向上対策に関する事務にあっては、国民体育大会準備
室の所掌とする。）

(1)~(15) 省略

(16) 省略

（職）

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職
員の職は、次のとおりとする。

(1) 教育次長

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略

2 前項第1号から第20号までの職は事務局職員、同項第21号から第24号までの職はその他の職員をもって充てる。

(事務局に置く職員)

第7条の2 事務局に副教育長及び事務局付を置く。

2 副教育長は、教育長を補佐し、教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

3 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、副教育長が、その職務を代行する。

4 事務局付は、上司の特命に係る事務を処理する。

(部に置く職員)

第8条 省略

2 省略

3 教育長及び副教育長に事故があるとき、又は教育長及び副教育長が欠けたときは、部長は、あらかじめ教育長が定めた順序で、その職務を代行する。

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任及び主任学芸員を置く。

2～5 省略

6 指導主事は、地教行法 第19条 第3項に規定する職務に従事する。

7～9 省略

10 専門学芸員は、上司の命を受け、専門事項について絶えず調査研究を行い、資料の収集、整理、保存、展示及び特に高度な調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項を処理する。

11 省略

12 省略

13 省略

- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略

2 前項第1号から第18号までの職は事務局職員、同項第19号から第22号までの職はその他の職員をもって充てる。

(教育次長)

第7条の2 事務局に教育次長 _____ を置く。

2 教育次長は、教育長を補佐する _____。

3 前項に定めるもののほか、教育次長は、上司の命を受けて教育総務課及び生涯学習課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育次長が、その職務を代行する。

(部に置く職員)

第8条 省略

2 省略

3 教育長及び教育次長に事故があるとき、又は教育長及び教育次長が欠けたときは、部長は、あらかじめ教育長が定めた順序で、その職務を代行する。

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員 _____、主任及び主任学芸員を置く。

2～5 省略

6 指導主事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条 第3項に規定する職務に従事する。

7～9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

(愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会教育長専決規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(専決事務)</p> <p>第2条 専決事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 委員会事務局の副教育長、部長、本庁課長及びこれに相当する職にある者並びに所長を除く職員の任免及び人事に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(専決事務)</p> <p>第2条 専決事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 委員会事務局の教育次長、部長、本庁課長及びこれに相当する職にある者並びに所長を除く職員の任免及び人事に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>

第3条 教育長は、前条の規定により専決することができる事務について、副教育長に専決させることができる。

(専決処分の承認)

第4条 教育長は、第2条第2項の規定により自ら専決処分したとき、又は前条の規定により同項各号に掲げる事務を副教育長に専決処分させたときは、次の委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(専決処分の承認)

第3条 教育長は、前条第2項の規定により____専決処分したとき____は、次の委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(愛媛県立青年の家管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県立青年の家管理規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条及び第4条 削除</p>	<p>(係の設置)</p> <p>第3条 愛媛県立中央青年の家に研修指導係を置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 青年の家に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副参事</p> <p>(2) 所長</p> <p>(3) 所長補佐</p> <p>(4) 社会教育主事</p> <p>(5) 教育専門員</p> <p>(6) 専門員</p> <p>(7) 係長</p> <p>(8) 主任</p> <p>(9) 主事</p> <p>(10) その他の職員</p>

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられたものとする。

教育総務課	管理部教育総務課
教育総務課総務係長	管理部教育総務課総務係長
教育総務課総務係担当係長	管理部教育総務課総務係担当係長
教育総務課予算係長	管理部教育総務課予算係長
教育総務課予算係担当係長	管理部教育総務課予算係担当係長
教育総務課法令指導係長	管理部教育総務課法令指導係長
教育総務課福利統計係担当係長	管理部教育総務課福利統計係担当係長
生涯学習課	管理部生涯学習課
生涯学習課生涯学習推進係長	管理部生涯学習課生涯学習推進係長
生涯学習課家庭教育係長	管理部生涯学習課家庭教育係長

○愛媛県教育委員会規則第10号

えひめ青少年ふれあいセンター管理規則を次のように定める。

平成20年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

えひめ青少年ふれあいセンター管理規則

(目的)

第1条 この規則は、えひめ青少年ふれあいセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 青少年の団体宿泊訓練その他青少年の教育に必要な研修に関すること。
- (2) 家族、青少年等の体験活動の機会の提供に関すること。
- (3) 県民の生涯学習活動の場の提供に関すること。
- (4) その他心身ともに健全な青少年を育成するために必要な事業

(係の設置)

第3条 センターに研修指導係を置く。

(職員の職)

第4条 センターに置かれる職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 副参事
- (2) 所長
- (3) 所長補佐
- (4) 社会教育主事
- (5) 教育専門員
- (6) 専門員
- (7) 係長
- (8) 主任
- (9) 主事

(使用者)

第5条 センターを使用することができる者は、次に掲げる団体の構成員で、当該団体の活動への参加のために使用しようとするものとする。

- (1) 青少年、青少年の育成関係者又はこれらの者により構成される団体
- (2) 生涯学習活動に関する計画を有し、当該活動を行う団体
- (3) その他所長が適当と認める団体

(使用時間)

第6条 センターの使用時間は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 宿泊使用 到着の日の午前8時30分から出発の日の午後5時30分まで
- (2) 日帰り使用 午前8時30分から午後5時30分まで

2 所長は、特別の事情があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

(休所日)

第7条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで

2 所長は、特別の事情があると認めるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(使用の許可)

第8条 センターを使用しようとする者は、使用日の5日前までにえひめ青少年ふれあいセンター使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）に次に掲げる書類（第2号に掲げる書類にあっては、宿泊使用の場合に限る。）を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) えひめ青少年ふれあいセンター日程表（様式第2号）
- (2) えひめ青少年ふれあいセンター宿泊者名簿（様式第3号）

2 教育委員会は、前項の規定による使用の許可の申請があった場合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許可を決定し、当該申請をした者に対し、えひめ青少年ふれあいセンター使用許可書（様式第4号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。この場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項に定める期間外に使用許可申請書の提出があった場合であっても、特に理由があると認めるときは、同項の使用の許可をすることがある。

(許可の基準)

第9条 教育委員会は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の使用の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(使用の許可の変更)

第10条 第8条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時その他教育委員会が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめえひめ青少年ふれあいセンター使用変更許可申請書(様式第5号)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがある。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) この規則に違反し、又はセンターの職員の指示に従わないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 使用の許可の条件に違反したとき。

(使用料の額)

第12条 えひめ青少年ふれあいセンター使用料条例(平成20年愛媛県条例第28号。以下「条例」という。)第2条に規定する教育委員会が定める使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の減免)

第13条 教育委員会は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、使用料を免除する。

- (1) 教育課程に基づく学習活動として、日帰り使用を行う県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は大学の児童、生徒又は学生の引率者
- (2) 身体に障害を有する者で、本人又はその保護者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護者
- (3) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及びその介護者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者

2 教育委員会は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第4条の規定に基づき、使用料を免除し、又はその一部を減額することがある。

3 第1項第1号の規定により使用料の免除を受けようとするときは、あらかじめ校長又は学長がえひめ青少年ふれあいセンター使用料免除申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 第1項第2号から第4号までの各号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、当該各号に該当することを証する書類を提示しなければならない。

(使用料の還付)

第14条 条例第5条第2号に規定する教育委員会が定める日は、使用日の3日前の日とする。

第15条 条例第5条ただし書の規定により、教育委員会は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 条例第5条第1号に該当する場合 使用料の全額
- (2) 条例第5条第2号に該当する場合 使用料の50パーセントに相当する額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、えひめ青少年ふれあいセンター使用料還付申請書(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第16条 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第12条から第15条まで、別表、様式第6号及び様式第7号の規定は、平成20年6月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に愛媛県立青年の家管理規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第7号)第7条の許可を受けている者又は同条の許

可の申請をしている者は、それぞれこの規則第8条第1項の許可を受けた者又は同項の許可を申請した者とみなす。

別表（第12条関係）

1 宿泊使用

区 分	単 位	金 額
1 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1泊につき	200円
2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1人1泊につき	400円
3 1及び2以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）	1人1泊につき	800円

備考 この表に定める使用料には、シーツ洗濯料を含まない。

2 日帰り使用

区 分	単 位	金 額
15歳以上の者（中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び大学の生徒及び学生を除く。）	1人1日につき	200円

様式第1号(第8条関係) えひめ青少年ふれあいセンター使用許可申請書

えひめ青少年ふれあいセンター使用許可申請書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

住所(団体にあつては、所在地)
 申請者
 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

団体名		使用責任者 氏 名					
使用責任者 住 所 又 は 連 絡 先	(電話番号) (FAX番号)						
使用目的							
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで						
使用 人員	区分	小学校就 学の始 期に達 する者 までの者	小学校、中 学校、中 等教育学 校の前期 課程又は 特別支援 学校の小 学部若し しくは中 学部の児 童又は生 徒	高等学校、 中等教育 学校の後 期課程、 特別支援 学校の高 等部、高 等専門学 校又は大 学の生徒 又は学生	引 率 者	そ の 他	合 計
	男						
	女						
	計						
宿泊 人員	男						
	女						
	計						
備考							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号(第8条関係) えひめ青少年ふれあいセンター 日程表

えひめ青少年ふれあいセンター 日程表													
団体名													
		(1日目) 月 日 ()			(3日目) 月 日 ()								
		内容	研修場所	備考	内容	研修場所	備考						
6:30~8:00		起床・朝のつどい・清掃・朝食			起床・朝のつどい・清掃・朝食								
12:00~13:30		昼 食			昼 食								
17:00~19:00		夕べのつどい・夕食・自由交歓			夕べのつどい・夕食・自由交歓								
20:30~22:10		入浴・自由交歓			入浴・自由交歓								
宿泊人数		男	名	女	名	計	名	男	名	女	名		
		(2日目) 月 日 ()			(4日目) 月 日 ()								
		内容	研修場所	備考	内容	研修場所	備考						
6:30~8:00		起床・朝のつどい・清掃・朝食			起床・朝のつどい・清掃・朝食								
12:00~13:30		昼 食			昼 食								
17:00~19:00		夕べのつどい・夕食・自由交歓			夕べのつどい・夕食・自由交歓								
20:30~22:10		入浴・自由交歓			入浴・自由交歓								
宿泊人数		男	名	女	名	計	名	男	名	女	名		

注1 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号(第8条関係) えひめ青少年ふれあいセンター 宿泊者名簿

えひめ青少年ふれあいセンター 宿泊者名簿							
団体名							
No	氏 名	性別	区分	No	氏 名	性別	区分
1				21			
2				22			
3				23			
4				24			
5				25			
6				26			
7				27			
8				28			
9				29			
10				30			
11				31			
12				32			
13				33			
14				34			
15				35			
16				36			
17				37			
18				38			
19				39			
20				40			

注1 区分の欄は、次の区分に応じ、それぞれ該当する記号を記入すること。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの者 A
 - (2) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒 B
 - (3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生 C
 - (4) 引率者 D
 - (5) その他 E
- 2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号(第8条、第10条、様式第5号関係) えひめ青少年ふれあいセンター使用許可書

(表)

えひめ青少年ふれあいセンター使用許可書 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 様 第 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 愛媛県教育委員会 印 </div>							
使用目的							
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで						
使用 人員	区分	小学校就 学の始 期する までの 者	小学校、中学校、中等 教育学校の前期課程 又は特別支援学校の 小学部若しくは中 学部の児童又は生徒	高等学校、中等教育 学校の後期課程、特 別支援学校の高等部、 高等専門学校又は大 学の生徒又は学生	引 率 者	そ の 他	合 計
	男						
	女						
	計						
宿泊 人員	男						
	女						
	計						
使用料							
許可の条件							
使用上の注意	裏面記載の使用上の注意事項を遵守すること。						
(備 考)							

(裏)

使用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 えひめ青少年ふれあいセンター（以下「センター」という。）の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他センターを使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又はセンターを使用する者が使用日の3日前の日までに使用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。
- 4 使用時間を厳守すること。
- 5 センターの施設、附属設備等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、附属設備等を原状に回復するとともに、その旨をセンターの職員に届け出ること。
- 6 センターの職員の指示に従うこと。
- 7 その他センターの使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第 5 号（第10条関係） えひめ青少年ふれあいセンター使用変更許可申請書

えひめ青少年ふれあいセンター使用変更許可申請書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

住所（団体にあつては、所在地）
 申請者
 氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

使用日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで					
変更内容	変更事項	変更前		変更後		
変更理由						
(備 考)						

注意 えひめ青少年ふれあいセンター使用許可書（様式第 4 号）を添付してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第6号(第13条関係) えひめ青少年ふれあいセンター使用料免除申請書

えひめ青少年ふれあいセンター使用料免除申請書

年 月 日

愛媛県教育委員会 様

学校の所在地

申請者 学校名及び校長又は学長の氏名

電話番号

使用目的			
使用期間	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	
申請の理由	教育課程に基づく学習活動としてえひめ青少年ふれあいセンターを使用する。 (具体的内容)		
免除対象者の人数等	引率者人数	人	
実施責任者	氏名	電話番号	
	住所又は連絡先	F A X 番号	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号(第15条関係) えひめ青少年ふれあいセンター使用料還付申請書

えひめ青少年ふれあいセンター使用者還付申請書

第 年 月 日 号

愛媛県教育委員会 様

住所(団体にあつては、所在地)
 申請者
 氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 (印)

許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号						
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで						
使用 人員	区分	小学校就 学の始期 に達する までの者	小学校、中 学校、中 等教育学 校の前期 課程又は 特別支援 学校の小 学部若し しくは中 学部の児 童又は生 徒	高等学校 、中等教 育学校の 後期課程 、特別支 援学校の 高等部、 高等専 門学校又 は大学の 生徒又は 学生	引 率 者	そ の 他	合 計
	男						
	女						
	計						
宿泊 人員	男						
	女						
	計						
申請の理由							
使用料	納付年月日	年 月 日		領収書番号	第 号		
	既 納 額	円					
還付請求金額	円						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。